

# 塩竈市立第二中学校

## いじめ防止基本方針 (抜粋)

－ すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように －

### ◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の生徒の尊厳を保持するため、塩竈市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## I いじめとは

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

### 《参考》

【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

文部科学省では（従来）「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査規準にみられる、いじめは力の優位・劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴わないいじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

## II いじめの防止等に関する基本的考え

### 1 いじめの防止

#### (1) 基本的考え方

未然防止の基本は、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり、日常的な生徒の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDC Aサイクルに基づく取組を継続していく。

#### (2) いじめ防止のための措置

① 学校全体において、いじめについての共通理解を図る

- 職員会議、校内研修
- 全校集会、学級活動

② いじめに向かわない態度・能力を育成する

- 道徳教育や人権教育の充実
- 読書活動・体験活動の推進
- 授業や係活動、清掃など日常の学校生活全般をととした他者との円滑なコミュニケーション能力の育成

③ いじめを生まない土壌をつくる

- わかる喜びが味わえる授業づくり
- ストレスへの対処

④ 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

- 「アルカス☆塩釜☆」の活動の継続
- 生徒会活動の活発化

### 2 早期発見

#### (1) 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気がつきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

#### (2) 早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

- 日常の生徒の観察
- スマイルライフの活用
- 毎月の「学校生活アンケート」の実施
- チャンス相談や教育相談
- 保護者用「いじめチェックシート」の活用
- 記録の蓄積と情報の共有

② 体制整備とその点検

- 生徒・保護者との信頼関係の構築
- 教師用「いじめチェックシート」の活用
- 定期的な体制の点検

### 3 いじめに対する処置

#### (1) 基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

#### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 生徒の安全確保
  - その場で止める
  - いじめを受けた生徒や知らせた生徒の安全を確保
- ② 組織で対応する
  - 「いじめ対策委員会」で共有、対応する
- ③ 警察との連携
  - 犯罪行為
  - 生徒の生命、身体及び財産の被害
- (3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援
  - ① いじめを受けた生徒への対応
    - 傾聴、親身な対応
    - 具体的支援策の提示
  - ② 保護者に事実関係を伝える
    - 家庭訪問の実施
    - 信頼関係の構築
  - ③ 教育環境の確保
    - いじめを受けた生徒の信頼できる人との連携
    - スクールカウンセラーの活用
  - ④ 支援策の継続

#### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 再発防止
  - 教職員の連携
  - 外部専門家の協力
- ② 保護者への助言
- ③ いじめた生徒への指導等
  - 事実の聴取、受容的態度、責任を自覚させる
  - 特別の指導計画、懲戒
  - 出席停止制度の活用
  - 警察への通報
- (5) いじめが起きた集団への働き掛け
  - ① 「観衆」「傍観者」を作らない指導
  - MAPやSGEの手法の活用
  - ② 望ましい集団づくり
    - 集団の一員として、認め合う人間関係の構築
- (6) ネット上のいじめへの対応
  - ① 不適切な書き込みへの対応
  - ② ネットパトロールと情報モラル教育
    - 安全教室や講話などの実施
    - 相談窓口や関係機関の活用
    - 生徒・保護者への啓発

### 4 その他の留意事項

- |                  |              |               |
|------------------|--------------|---------------|
| (1) いじめ対策年間計画の作成 | (2) 組織的な指導体制 | (3) 校内研修の充実   |
| (4) 校務の効率化       | (5) 学校評価     | (6) 家庭や地域との連携 |

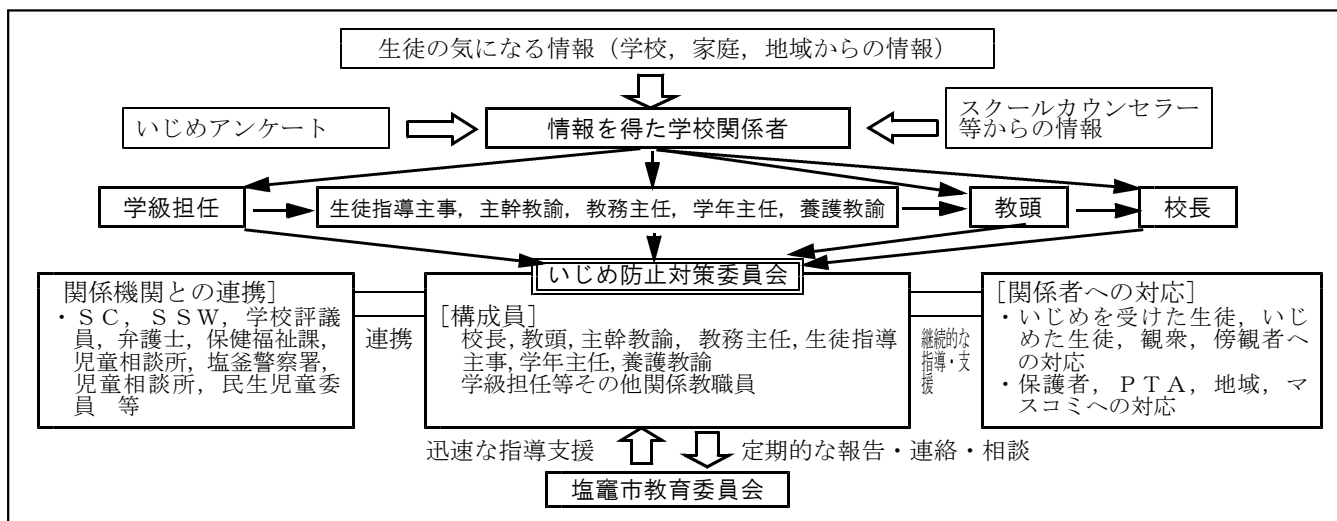
## III いじめ防止等の対策のための組織

### 1 「いじめ防止対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 2 「いじめ防止対策委員会」の役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- (2) いじめ防止のために、いじめ防止対策委員会を開催する。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- (4) いじめの疑いに関する情報があった時には、いじめ防止対策委員会緊急会議を開催し、いじめ情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。



## IV 重大事案発生に係る調査を行うための組織

### 1 「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、塩竈市教育委員会の指導の下、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

- (1) いじめを受けた生徒に、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ① 生徒が自死を企図した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等の重大な被害を被った場合
  - ④ 精神の疾患を発症した場合など
- (2) いじめを受けた生徒が一定期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- (3) その他
 

生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

